

令和7年度 生活指導

令和7年度
生活指導部

1 生活指導の目標と方針

(1) 目標

- ア 児童が安全で楽しい学校生活ができるよう、基本的な生活習慣の定着化を図る。
- イ 児童一人ひとりが発達に応じた意識をもち、自分自身の生活の質を高められるようにするとともに、望ましい人間関係づくりをめざす。

(2) 方針

- ア 児童一人ひとりの理解に努め、教職員が共通理解のもとに、連携して指導にあたる。
- イ 学校だより等を活用し、各家庭、地域に対する理解と協力を求める。

(3) 指導の方法

- ア 基本的な生活習慣の定着を図り、学校のきまりを守るよう、指導に努める。

(ア) 年間重点目標「元気にあいさつしよう」

- ・学校運営協議会、青少対と連携して取り組む。

(イ) 月目標への具体的な取組

- ・生活指導部の担当者が輪番で、月はじめの全校朝会時に生活目標の指導を行う。
- ・担任は月目標を各学級に掲示し、全校朝会後に学級指導を行う。
- ・取組による児童の変容を、学年で話し合う。
- ・各学級で、児童に簡単な自己評価をさせる。
- ・各学級の取組の成果や実態を交流する機会をもつ。(学年会、生活指導夕会など。)

(ウ) 「生活のきまり」の指導の徹底を図る。

- ・年度初めに内容を確認し、共通理解を図る。
- ・学期初めに学級指導を行う。

(エ) その他

- ・生活指導夕会、職員夕会、校内掲示板、MAM 等で出た学級指導事項は、速やか、且つ確実に学級指導を行う。
- ・常に教職員の共通理解を図り、指導にあたる。
- イ 教職員が連携して指導にあたり、児童個々の人間関係の調整を行い、望ましい人間関係をつくり出すことをめざす。
- ・児童の問題に積極的に関わり、対話を大切にし、児童理解を深める。

2 指導体制・組織

- (1) 学年、学級、副担任が連携して生活指導を行う。その際、生活指導部が中心となっていく。
- (2) 生活指導部内の校務分掌
- (3) 毎週火曜日の生活指導夕会は2種設定し、児童の生活指導上の出来事の報告や情報共有を積極的に行う。

◆第1～3週

- ①いじめ対策委員会(全体会) ②不登校対策委員会 ③特別支援委員会 ④その他

◆第4週

- ①特別支援懇談会(グループに分かれて懇談) ②いじめ対策委員会(全体会) ③不登校対策委員会 ④その他

- (4) 児童の事故・問題行動については、発生後、生活指導主任と管理職へ報告し、共通理解を図る。
- (5) 児童のけがなど、緊急時の連絡体制を周知徹底する。
- (6) 基本的な生活習慣の内容
 - ① 気持ちのよいあいさつができる。(あいさつ運動の実施)
 - ② 廊下を正しく歩く。(['ろうかはみかん']の徹底)
 - ③ 相手を意識して人の話を聞く。
 - ④ チャイムを守る。
 - ⑤ 外遊び、室内遊びのけじめがつけられる。
 - ⑥ 物を大切にする。自分の持ち物には必ず記名をする。
 - ⑦ 場に応じた言葉遣いができる。

〈体罰防止の取組について〉

- ① 「あたたかい心で子供の気持ちを受け止めよう」という目標で、教員研修を実施する。
- ② 全教員が「体罰セルフチェックシート」を毎月記入する。

体罰防止セルフチェックシート

日常の指導について自己点検を行うことは、教職員の力量を高め、児童生徒への適切な指導につながるものです。上の項目を繰り返しチェックし、その結果を振り返ることで日々の教育活動を振り返り、学校全体の意識を高めましょう。【自己評価基準】◎良好 ○やや良好 △やや不良 ▲不良

No.	点検項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1	体罰は、児童・生徒の人格を傷つけ、人権を侵害する行為であることを認識している。						
2	「児童・生徒のために」(指導方法の一つである)等の理由で、体罰や人格を否定するような発言を正当化することはない。						
3	児童・生徒や保護者との信頼関係が築ければ、「1回叩く程度は大丈夫だ」というような安易な思い込みはない。						
4	児童・生徒に指導したことが、自分の思うように伝わらない場合にも、感情的にならず、冷静に児童・生徒に接することができる。						
5	部活動等において、試合に勝つことや自分のメンツよりも、児童・生徒の心身の成長を最優先に考え、過度の負担をかけた練習を強いるなどの体罰を行うことはない。						
6	指導の困難な児童・生徒への対応を、特定の教職員に任せきりにせず、教職員で共通理解を図り、同じ意識で対応を行っている。						
7	生徒指導の場面で、単独行動を行うことなく、常に他の教職員との連携を意識して、チームによる指導を行っている。						
8	児童・生徒の問題行動を表面だけ見て判断するのではなく、家庭環境等の背景や当該児童・生徒の特性について理解した上で、それに適した適切な内容や方法で指導を行っている。						
9	体罰を行っている同僚を目撃したら、制止したり、注意したりすることができる。						
10	自分の指導がうまくいかない際、児童・生徒のせいにすることなく、自らの指導の在り方を振り返り、その中から課題を見つけ出して、改善しようとしている。						
11	児童・生徒や保護者から、他の教職員の体罰についての相談を受けて、そのまかりしていることはない。						
12	体罰を行ったり、見逃したりした場合は、速やかに管理職に報告・連絡・相談することなどの対応について熟知している。						

本人確認印
副校長確認印
校長確認印

毎月、体罰チェックシートの記入を行うことで、全教職員が自身の指導を振り返っています。



本校の体罰防止の標語を見て、指導に取り組んでいます。

- ③ 全教職員が、体罰とは人格を否定する行為であることを学び、体罰防止のための標語を考え、意識して指導にあたる。
- ④ 児童からも保護者からも、相談活動が一層促進されるよう、スクールカウンセラーの活用はもとより、全教職員が担任の意識をもって児童にかかわる。